

# ISS Comparative Regionalism Project

# C R E P

http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/crep

# 地域主義比較の法学的視座

国際組織法の限界をどう超えるか

**CREP Seminar 0** 

中村民雄

2005年3月1日

これは 2005 年 3 月 1 日の準備セミナーの口述記録を要約整理したものである。 転載および引用を禁じる。

tamio@iss.u-tokyo.ac.jp

# 地域主義比較の法学的視座

2005年3月1日

中村民雄

#### はじめに

このプロジェクトでは、現在世界の各地に勃興しつつある地域主義とその制度化について比較研究を行う計画である。今日は、法学の見地から研究課題設定をして、行き悩んでいる点等を検討し、参加者の方々との議論を通じて研究方法を模索する準備セミナーとして設定した。

以下は、地域主義比較を目論んだとき、既存の法学の枠組みではどのようなアプロ・チが考えられるかを、まとめたものである。

1. は、国際組織法・国際機構論が達成してきた段階、2.では、その限界と、現在我々が抱えている問題からみて、何らかの新しい超え方を考えてみたい。

## 1.国際組織法・国際機構論

ヨーロッパでは EU という形で半世紀にわたって統合を進めてきた。ここでの統合とは、国家間の関係が経済のみならず政治の分野においても緊密化し、法的には、国家主権を制限する形で共同体が設立されたものである。EU では共同体においてのみ決定できるものを設定し、共同体で決定した事項が各国の個別の法に優位する形で普遍化する。このような性格の統合が進んできた。

他方でアメリカ大陸では、北米については NAFTA という自由貿易圏が存在する。これは国家間で条約を締結し、一定の範囲の経済行為を活性化するというやり方にとどまっている。国家主権の制限は基本的に前提していない。

東アジアを中心とした地域では、東南アジアに日・中・韓三国を加えた、ASEAN プラス3がその大まかな地域協力の範囲である。ここには法的な枠組みは90年代まではほとんどなかった。ASEAN内に限っても、国際的な協力の枠組みはあるが、法的には設立条約はなく、バンコク宣言という政治的な合意文書に基づいて機能してきた。しかし2000年代に入って、日本も含めて東アジア地域の自由貿易協定、経済連携協定が盛んに交渉されるようになった。新聞などでも、これを軸として東アジア共同体という理念を掲げる論調もでている。

このように分野の広さや統合の仕方に違いはあっても、何らかの形で国境を超える、地域としての単位を作り出して、世界との関係で、あるいは他の地域との関係で、何らかの団体行動をとるという新しい編成のされ方が見られる。

地域主義比較は、上記 3 つの地域に見られる国家行動を中心とした再編成に、それぞれどんな特徴が見られるかを見極めるプロジェクトとして立ち上げた。

しかし法学的には難問となる。法学分野で国を超えた法を扱うのは、国際法の領域に属している。これまで法学は国家を単位としてその中で自己完結するものという前提があった。あるいは国家と国家の間 国際間 の法というとらえ方で扱ってきた。単純化すれば、従来は国家法と国家間法(=国際法)という二つの法学体系があった。この後者、国際法の中で出てきた学問領域が国際組織法であった。日本での代表的な著作は、高野雄一『国際組織法』(有斐閣、初版 1961 年、新版 1975 年)である。最近では、もう少し機能的な視点もいれて、国際機構論という緩やかな捉え方をする立場もあるが、いずれもコアの部分は問題関心が同じである。

国際組織の定義そのものに、視点や問題関心が反映している。

ex. 国際組織の定義:「複数国家により、共通の目的達成のために、国際条約に直接基づいて設立された、固有の常設的な機構」(波多野里望・小川芳彦編『国際法講義(新版増補)』288 頁、横田洋三編『国際組織法』6 頁)

この定義を採用して、国際組織・機構を認識し、それぞれの特徴を相互比較により描く という作業をしてきたわけである。

#### 国際組織法・国際機構論からみた比較(分類)のメルクマール

その比較のメルクマールは以下のようなものであった。

- · 設立根拠
- ・ 目的・活動の範囲(対人・対物管轄事項の範囲、時的期限の有無、地理的適用範囲)
- ・ 構成国の数・地域分布
- · 組織構成
- ・ 意思決定の方式・手続
- ・ 権限の性質(組織自律権限、構成国・国民との関係での権限、対外権限)
- · 国際法人格、条約締結権限
- ・ 組織としての行動形式 (手段): 法的、非法的手段

### 従来こういうものを使って分類してきた。

ex. 横田洋三の分類:加盟国数(普遍的 地域的) 活動目的(一般的 専門的) 権限(超国家的、規制的、業務的、政策調整的)(横田8頁)

そこで、これを使って、われわれの関心である 3 地域を比較してみると、次の表のようになる。

地域	ヨーロッパ	アメリカ	東アジア
国際組織	EU	( NAFTA, Mercosur	〔ASEAN 国際組織とい
		国際組織といえる	えるか?〕
		か?〕	(他に多くの二国間
			FTA/EPA はあるが国際組織
			はない)
目的(管轄	共同市場の設立 (域内自由貿	貿易・投資の自由化	政治・安保協力
事項の広が	易)		貿易・投資の自由化、経済各
( زا	自由・安全・司法の地域の設		分野の各国間協力
	立(90年代以降)		
設立根拠	条約	条約	政治宣言
組織目的の	設立条約の各国法上の実施	設立条約の各国法上の	各国での法的・非法的な実施
達成手段	EC の立法(+直接効)	実施	

以上の整理でも、ある程度は特徴が捉えられるが、同時に、国際組織法の定義を厳格に 適用すると、アメリカ地域もアジア地域も、現在の、政府・民間両部門での経済的な緊密 化の一定程度の制度化の動きをうまくつかめないことも明らかになる。

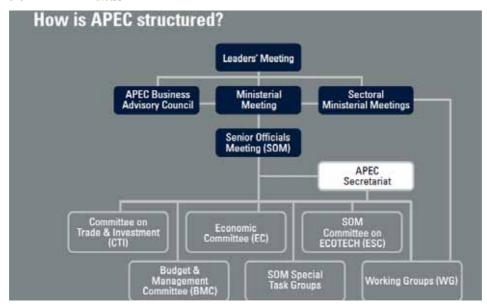
これはとくに、意図的に法という形に転換しないままに、このような緊密化をすすめる 手法の地域主義が存在するときに、認識の方法論的な問題としてでてくる。

ex. 80 年代末から 90 年代初めにかけてアジア太平洋でAPECという組織が作られた<sup>1</sup>。 現在は活動も政治的な重みも希薄化しているが、90 年代前半はWTO交渉の一つの政治圧力 として行動し得た団体である。これは設立条約も行動様式としての法も何もないが、団体 としての機能はあった。その組織も機能だけで捉えると図 1 のように認識することが出来 る。

-

<sup>1</sup> APEC成立過程について、大庭三枝『アジア太平洋地域形成への道程』(ミネルヴァ書房、2004 年)。APECの組織実務を、あえて組織法的に整理したものとして、中村民雄「APECの政策形成・実現過程の特徴と限界 法的視座からの分析 」社会科学研究 52 巻 2 号 ,社会科学研究所 ,2000 年 12 月 ,147-167頁; Tamio Nakamura "Can APEC Operate as a Preventative Framework for Trade Disputes?" in K. Hamada, M. Matsushita, C. Komura (eds.), Dreams and Dilemmas: Economic Friction and Dispute Resolution in the Asia-Pacific Region (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2000) pp. 287 - 312; Tamio Nakamura "Constitutional Features of the APEC Process: A Voluntary Approach to Regional Integration" in Sung-Jo Park and Seigo Hirowatari (eds.), Strategies Towards Globalization: European and Japanese Perspectives (Berlin: Institute for East Asia Studies, Freie Universitaet Berlin, 2002) pp27-49.

図 1 APEC の機構



出所:APEC 事務局資料

このように機能しては認識できるが、APEC は国際組織法の認識枠組みでは全く法的組織としては認知されない団体である。

もう一つは、NAFTA のような国際間の自由貿易協定は、法として捉えることは出来るが、おそらくそこに与えられている意味は経済的な内容の条約のそのようなものとしての直接の意味を超えている、という問題である。日本が東南アジアで結ぼうとしている FTA、EPAのネットワークでも、足し合わせていった結果何が出来るか、長期構想があるかどうか明らかではないが、あるとするとそこには個別の FTA を超えたものがある。これをどう認識するかという問題がある。従って国際組織法がこれまでとってきた法実証的なアプローチだけでは、適切に現在の地域主義を比較することは出来そうにない。特に東アジアを念頭に置くと問題がある。

換言すれば、法学的な視座だけでなく、機能的な実態を捉えることができる視座や、法的な文言を超えた意味を捉えることができる視座が必要となり、そのために政治学や経済学からの分析も有用であろう。ただし、それらの分析から浮かびあがるものを法学の世界にもう一度戻すときに、法学の言語で表現できるか、どうするかという限界問題もある。

# 2. 地域主義の比較に向けて

## (1) 従来の「国際組織法」「国際機構論」の方法的特徴と限界

・ 国家の法主体性が中心的 個人や団体(営利・非営利)や地方自治体など国家未満の政府団体の法主体性や参加の実態は周辺的に取り上げられるにとどまる。この方法では、現在東アジアの、たとえば日本と中国のように企業が先行して投資を行い交流を

深めているような関係の実態をつかむにはきわめて不利である。

- ・ 国家が所与不変の単位 この前提は EU を捉える場合にとくに問題となる。EU が統合を深めていくことによって国家自体も変容していく現実がある。それをうまくとらえられない。つまり(国際法と国内法の関係を一元的に捉えようと二元的に捉えようと、いずれにせよ)国際組織の形成に伴って国家も内部変容する(憲法改正や新たな憲法慣行の生成など)が、国際組織ごとに国家の変容をもたらす度合いが異なる。その変容効果の差異は無視されがちである。国内の憲法が自律性を持つことが崩れていって、EU で先に決まったことを各国の憲法は許容せざるを得ない。こういう形での国家変容という事実が、90 年代以降ヨーロッパ各国で見られる。
- ・ 実定規範的認識が先行し不文の規範の存在、慣行(実行)による法形成をどのように、 どれほど認識しようとするかの問題意識が希薄である。こうした実態は3地域ともある が、実定法的に捉えると見落とされがちな、法的にも意味づけが出来ると思われる状況 をうまく捉えられないという問題がある。
- ・ 同様に実定規範的認識によりかかると、団体的な決定が政治レベルであった場合、それをどのようにして実現していくかという過程を見るとき、法的に表現されていないかぎりは団体的な決定の強制や実施のための法的効果を認めないことになりがちである。このように狭く考えると ASEAN、APEC の政治的インパクト、経済に対するインパクトを法的には全く説明できないことになる。 実際にこれで国内法が変わっていく場合もある。これをどう説明するかが問題である。いいかえれば、法的拘束力を伴わない事実行為の累積と相互信頼による国家間協力関係を「国際組織」と捉えるのか曖昧である。
- ・ ガヴァナンスの視点が強い 下からの視点があまりない。個人、団体、など非国家主体の(競争的)行動(経済利益)、地方自治体の越境的自治行動は捉えにくくなっている。

### (2)地域主義比較に向けた法学的方法は?

それではどのような方法があり得るか。特に現在の東アジアについて EPA や FTA ばかりを追っていたのでは、関係の緊密化を捉えられるのかという問題がある。特に日本と中国の間での企業の投資行動は、完全に個々の主体が自由に競争的に行動して契約関係をむすぶだけでおわるといったものではない。たとえば、日本企業が中国に投資するとき、中国には投資保護制度が法的にきちんと保障されていないため、投資協定を結ぶよう政府に要請する。あるいはある程度法規ができあがっている国との間であれば、競争政策のバラツキを気にして、競争政策の協調を政府に要請する。政府の行動が、個々の主体の経済行動を支えるための法的整備といわば表裏一体となって、国際的に出現し、それが EPA の規定になったりする。おそらくこの点は東アジアだけでなく世界各地で同様の現象として語れるであろう。だが、これを法的に連関したものとしてとらえて、地域的な各主体の法的関係の緊密化として表現していくのがよいのではないか。

そこで考えるべき点として以下のようなことが挙げられる。

- ・ 個人や団体(営利・非営利)や地方自治体の越境的な連合体などの法主体性、参加の権利が事実上保障されるような仕組みが認識できないか。
- ・ 地域主義の法的制度化の違いが構成国家に法的変容をもたらすかどうか。
  - ヨーロッパでは EU の存在によって、憲法を中心とした各国の法秩序が崩れていくという現象がある。この現象が他の地域でどれだけ起こるか。特殊ヨーロッパ的な法的環境整備の結果出てきたものなのか、機能的に政治合意で協力を進める中でも事実上同様のことが起きてくるのか、等々を知りたい。
- ・他の国際組織や国際協力法体系との法的関係。それぞれの地域主義が法制度化されていったとき、その地域の制度化された法と他の地域・国の法的関係がどれほど変容するかという点も、比較する価値がある。たとえば EU は、各国の通商交渉権限はほとんどの分野でなくなっている。物品の貿易はもとより、欧州憲法条約が発効すればサービスの貿易についても、共同体レベルで基本的には交渉し、各国は交渉する権限を失う。ここまで国家の対外行動権限が制限されてしまう。他の地域ではこのようなところまで考えられているのか。こういう比較の視点も入れたい。
- ・ 不文の規範の存否、慣行(実行)による法形成 ASEAN は歴史の長い政治協力関係であるが、これを法的に認識する方法がないものか。ASEAN 構成国間で、何らかの慣行についての信頼が生じていると思われるが、これが将来にわたって不変であるとか裁判規範として使われるような堅固なものではないとしても、これは法として認識出来るのではないか。
- ・ 法的拘束力を伴わない事実行為の累積と相互信頼による国家間協力関係を法的に認識 できるか?これは重要な問題である。

#### (3)地域主義比較のメルクマールは?

以上のように地域主義比較はかなり性格の違ったものを比較することになるので、何らかの共通の比較枠組みをどう構築したらよいかという難問がある。

作業仮説として、どのような点に着目して考えるかをとりあえず挙げたのが以下である。

- ・対象範囲 それぞれの地域が対象としている範囲が異なる。経済問題か、安保を含む政治問題まで含むか、など。
- ・関与主体 国家、自治体、私人・企業…などを積極的に考えていく。
- ・法的制度化の程度 法的組織としての自律性 (構成国の主権を制限するか)をかなり強く求めているのが EU であるが、この程度が地域によって大きく違う。
- ・法化された制度構造 制度化されたのちをとってみても、NAFTA と EU の間には意思 決定の主体・参加者と手続、組織内の紛争解決方法、組織的決定の実施形態等に違いが ある。この点は従来の国際組織法的に捉えられる。
- ・地域的行動を形成し、実現する手段として法が使われるか?どのような法が使われるのか?政府間の拘束力のない合意(各国の自発的協力)の場合も従来は国家だけを主体として考えてきたが、私人(企業等)や自治体を含めて考える。私人が地域的行動を形成し実現する手段とは何か、という問題になる。自治体も同様だが、自治体には事実上の

行動の例がいくつかある。たとえば90年代に、日本海側の自治体のいくつかが共通の問題意識から対岸のロシア、韓国、中国の一部などとの協力関係をつくろうとする動きがあった<sup>2</sup>。したがってこうした行動の形成・実現の主体として自治体の越境的な合議体もあり得る。この場合の手段として法を使いうるか、という課題設定がある。

- ・地域的な行動原則(目的・基本原則・共通価値) 地域の行動原則・行動目的を文書にする必要があるが、それを法として表現するかどうか?どんな内容のものか?という問題がある。これも地域によってかなり違いがある。あるいは同じ団体内でも時代によって違う。EUについていえば、当初の経済目的での共同体形成の時代には、法的な表現としての行動原則は現在よりずっと縮小されたものであった。しかし90年代以降の、安保を含めた自由・安全・正義を追求する段階になると、人権保障、民主主義などがかなり前面に出てくる。憲法条約では共同体のもつ共通価値を明文化し、法の支配、民主主義、人権保障などの原則がたてられるに至っている3。同じEUのなかでも、その時代の目的によって行動原則が変化する。3地域で比較する場合もこういった違いは明らかに出来る。しかしそれが法的に表現されていない場合、同列に評価できるのかという問題がある。
- ・ 地域的な行動態様 地域外に対して、どれほど一体的な地域として行動するか、それ をどれほど法的に提示するか、という問題がある。法的に提示する場合でも内部でどれ だけ国家の主権的行動を法的に制限するのかという問題がある。第三国との法的関係で は、対外交渉権限を団体がどれだけ、どのような形で持つのか、という問題がある。 構成国の主権的行動から、組織的な団体行動へ変化するといえるかどうか。
- ・より大きなポリシーということでは、地域の固有性をどれほど強調するのかという視点 もある。法的には他の国際組織等との法的関係を、相互補完的と位置づけるのか、対立 的・競争的と捉えるのか、という問題である。EU の場合、経済面では WTO と共存関 係を強調する。しかし軍事面では、EU の内部で、NATO と共存するという路線の国も あり、ヨーロッパ固有の軍事を追求すべきであるという立場もある。同一組織内でも一 枚岩で語れない。しかし大きくは相互補完的位置づけか、対立的・競争的位置づけか、 という二つになろう。この点も比較する場合に重要だが、ここでも法的なものとしてど こまで表現できるかという問題がある。

この比較研究の試みは野心的であり、現在起きている現象を対象とする場合に、従来法学が持っている道具が貧弱すぎる。どのようにこれを超えられるかを考えつつこれから議論していきたい。

(了)

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 環日本海経済圏の部分的な制度化の動きについて、中村民雄「アジア太平洋の地域経済協力の構築 EC法との比較による分析の試み」石井紫郎・樋口範雄(編)『外からみた日本法』(東京大学出版会,1995 年)295-325 頁。

<sup>3</sup> 衆議院憲法調査会事務局(中村民雄執筆)『欧州憲法条約 解説及び翻訳 』(2004年)。

# Bibliography (ただし報告者の執筆した関連論文のみ)

#### APEC について

中村民雄「アジア太平洋の地域経済協力の構築 EC 法との比較による分析の試み」石井 紫郎・樋口範雄(編)『外からみた日本法』(東京大学出版会,1995年)295-325頁 同「APEC の『柔軟』な政策形成・執行過程と法の役割 電気通信分野を素材として 」成蹊法学46号17-39頁(1998年)

同「APEC の政策形成・実現過程の特徴と限界 法的視座からの分析 」社会科学研究 52 巻 2 号,社会科学研究所,2000 年 12 月,147-167 頁

Tamio Nakamura "Can APEC Operate as a Preventative Framework for Trade Disputes?" in K. Hamada, M. Matsushita, C. Komura (eds.), <u>Dreams and Dilemmas:</u> <u>Economic Friction and Dispute Resolution in the Asia-Pacific Region</u> (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2000) pp. 287 - 312

Tamio Nakamura "Constitutional Features of the APEC Process: A Voluntary Approach to Regional Integration" in Sung-Jo Park and Seigo Hirowatari (eds.), *Strategies Towards Globalization: European and Japanese Perspectives* (Berlin: Institute for East Asia Studies, Freie Universitaet Berlin, 2002) pp27-49.

#### EU について

中村民雄「動く多元法秩序としての EU」同編『EU 研究の新地平 前例なき政体への接近』 (ミネルヴァ書房、2005 年) 197-246 頁

同「EU 政体規範( constitution )研究の現状と展望」聖学院大学総合研究所紀要 22 号 99-130 頁 ( 2002 年 3 月 )

同「EC 法から EU 法へ 体制変化の含意と展望」法律時報 74 巻 4 号 6-13 頁 (2002 年 4 月 )

同「EU とはいかなる法秩序か 主権概念を離れた分析視座を求めて 」成蹊法学 47号 367-398 頁 (1998 年 3 月)

同『イギリス憲法と EC 法 国会主権の原則の凋落 』(東京大学出版会,1993年)

#### EU 法と国際法の相互形成について

中村民雄「遺伝子組み換え作物規制における『予防原則』の形成 国際法と国内法の相 互形成の一事例研究 」社会科学研究 52 巻 3 号 85-118 頁 (2001 年 3 月)

#### 東アジアへの EU の経験からの示唆について

中村民雄「日本から見た欧州憲法条約 東アジア地域主義への示唆」植田隆子編「EUIJ 第1回国際会議 EUの新しいフロンティア 会議報告集」 (EU Institute Japan・国際 基督教大学社会科学研究所、2005年) 161-168頁

## 討論(要旨)

- ・ 三つの地域の違いは結びつきの強さによるか、または定性的な違いか。
- N おそらく定性的に違う。結びつきの強さも法的な視点だけから見ると、EU は非常に強く ASEAN は非常に弱く、NAFTA は中間、と一線上に並ぶが、全体としてみるとそう簡単には捉えられない。特に ASEAN については、政治的に行動して条約に結びつくような協力をしている。またそうできるためには何らかの共有する価値があるはず。しかし法的には表現されていない。法的に見て結びつきが弱いから政策形成能力も政治的インパクトもない、ということにはならない。今までの法学が捉える範囲が狭かったのではないかとも考えられる。
- ・ 同じような結びつきの強さでも法的な手段に訴えるかどうかは選択の余地がある。 性格の違いか、あるいは発展段階の違いか。EU はだんだん法的な結びつきが強くなるとい うことだが、逆のケースもあるか。時代が下るにつれて法的でない手段が多くなる、ある いは法的な手段がそうでない手段に置き換わっていく例など。後者がないとすると発展段 階による違いかもしれない。
- N EUの中でいうと、特定の政策分野ではこの逆方向がないわけではない。社会政策の協調などがそれである。社会政策などの分野で、1980年代までの条約規定では、労働者保護政策は立法を通して行うことが予定されていたが、進まず、90年代に入って条約を改正して、民間の労使協定に当該労使を超えて労使一般に拡張して一般的な法的な効力(対世効)を与える、といったシステムが導入された。とはいえ、この政策分野は、各国の制度の相違や雇用政策・社会保障政策の違いの大きいところであり、条約上も、もともと法的な表現の緩い部分なので、法的なものが法的でないものに置き換わったとまではいえないようにも思う。だから、今のところ逆方向といえる例はないといえるのではないか。ゆえに、違いは発展段階ではなく定性的なものと思われる。
- ・ 同じ段階を通るという意味での発展段階ではないとしても、三地域でそれぞれたどってきた流れを縦に追うと、現時点での異同の意義が別の角度から見える可能性がある。別の地域でも似たような道を通って来たかもしれない。縦の別の時点を比較するというやり方も考えられる。
- N EU についていうと、90 年代以前と以後はかなり政治的に違う。流れを追って行くと全体として一つの基調が出てくるかというとそうではないかもしれない。複数の説がある。三地域とも複数の説を検討することになると収拾がつかなくなる恐れがある。分野を限定して検討することも出来るが、EU などは経済分野でも政治的手段として使われることもあるので、それも困難である。ASEAN は政治的な協力が先にあってあとで経済が出てく

る。こういう流れは一つの特徴かもしれないが、なぜそうなるのか、制度がどれだけ法化 されているか、など何らかの共通の枠組みがないと、比較しにくい。

- ・ EU、NAFTA、ASEAN もそれぞれ最初に国家間協力の枠組みを作ろという目的がまず違う。EU は独仏の不戦共同体づくりから始まり、共同体はいったん挫折するが鉄鋼・原子力など戦争の道具を共同管理することから始まった。NAFTA は経済的なものが最初、ASEAN ははじめ反共集団の意味合いが強かった。設立理念がまずあって、それがその後の三つの国家間協力の性格を規定していたのではないか。
- N 設立理念が違うことがそれぞれの性格に影響することはもちろんだが、のちの発展をどれだけ規定したかは簡単にはいえない。80 年代以降の経済の発展、経済のグローバル化を皆が認識するようになって以降、当初の目的・理念と関連づけて行動を規定したかどうか。文書による設立趣旨がないような場合は特にそうである。
- ・ 研究対象について。EU、NAFTA に対するに ASEAN に限定するかどうか。EU も拡大し NAFTA も FTA になって行く。EU や NAFTA は共同体の中にはいる時に共同体の条件を満たしているかどうかのチェック機能が働くのでわかりやすい。注目されるのは、ASEAN をプラス 3 まで拡大して考えるのか、あるいは「東アジアの共同体」(小泉の施政方針演説)まで広げて考えるか、その範囲の問題である。この研究会でも 3 年後の成果まとめを視野に入れると、どこまでを範囲とするかが問題となってくる。「アジア」と考えたとき、ASEAN + 3 または日本・ASEAN まで入らないと議論が平板になる恐れがある。

ASEAN の設立の時宣言では「経済社会協力」とした。安全保障や政治の部分は意図的に入れなかった。進めようとするがうまくいかない。政治協力も、違反したときの罰則規定はない。ASEAN の場合、政治協力なのか経済協力なのか社会協力なのか、宣言はサミットの時の合意事項を出しているだけで、いいっぱなしである。ASEAN はサミットが定例化される以前は公式の、共通に同じ言葉で書かれた「宣言」はなかった。それぞれその国の言葉で書かれ解釈されていた。サミットの定例化で急速に制度化が進む。この時期から始めるとすると、ASEAN そのものの発展はすでにやられている。この研究会でやる場合にはASEAN に限定せずに範囲を広げた方がよいかもしれない。

事例を取り上げながら、そのときにどういう行動をとったかを比較できないか。APEC のときに電気通信のように何か共通のアイテムを取り上げるのはどうか。安全保障は公開できない資料が多くて比較研究ができない。農産物自由化、電気通信の問題などで横断的に比較が出来るテーマを挙げて分担することが出来るのではないか。

## N は私自身興味を持っていることである。

は、レジュメ 1 ページの 3 地域比較は、これに限定するということではなく、従来の国際法のめがねをかけるとこれしか見えてこない、という意味である。地域のうち東アジアについては当然 ASEAN より拡大して考えたい。ASEAN + 3 は最低限の範囲。 につい

て。定例化されて以降の発展は先行研究があるが、現在進んでいる FTA、EPA を付け加えて分析すれば意味がある。ASEAN から見て今の FTA、EPA をどの程度意味があると考えられているかという問題提起は大切。ASEAN は政治的手段の一つとしてしか考えていない可能性がある。他方 90 年代に APEC が出来るころにマハティールが対案として出していた EAEC に、結局いま収斂していることを考えると、ASEAN 内部でも日中韓が熱心な FTA、EPA についても本気で考えているふしもあるが。いずれにせよ法的に認識できるもの以外のものにふくらませて、今の動きを分析する必要があるだろう。

共通のテーマとしては農産物は共通ルールになりうる。しかし FTA に広げた場合農産物が同じ地域諸国間の条約の中に出てこない場合もあり、地域的な特徴づけをするうえで、どうするかは問題になろう。農産物の場合、農産物を話し合う場、国際的なフォーラムが多数あって、それぞれが違うのではないか。つまり地域という単位で農産物を語れるのかどうか。地域主義というとまとまりがあるイメージだが、アジアの場合まだそこまでいっていない。多数のフォーラムの、散在または重複した中で、それぞれのフォーラムを法(とくに組織法または手続法)的表現にするかどうか、する場合も内容をどうするか、他のフォーラムとの優劣などの関係をどう決めるかなどで、各利害関係者(諸国、民間など)せめぎ合いがあり、法的な駆け引きや論点も、そもそも論と具体論の二段構えになっている。これが描き出せるとよい。また投資も比較できるかもしれない。

日本が結んでいる FTA、EPA を見ると、投資に関して書き込んでいる国、いない国があって、こうした切り口で横断的にやるときに主義としての地域の比較まで認識できるかどうか。他方扱う事例が農業だけでは特別な問題に限定された感じになる。

- ・ 移動体通信は事例としてよいのではないか?EU では移動体通信は同じ方式でまとまっている。アメリカはアメリカでやっている。日本は孤立したかたち。現在日中韓の間ではビジネスレベルでの競争になり、それぞれの思惑で動いている。これはテーマになりうるのではないか。
- ・ 農産物では、米の備蓄協定は日本は熱心で、ASEAN の中で進んでいる。

ASEAN の中では大原則であった全会一致のコンセンサス方式から、prime mover 方式が 出来て、問題によってはいくつかの主要な国が合意すれば議論を進めていっている。今後 広がるだろう。それ自体が ASEAN の変容であるといえる。

N その点は興味深い。またそういう問題は法学的に見ることも出来る。たとえば EU はオプト・アウトなどと言うが、分野を限って一部の先導的な構成国が合意できる国を集めて進める。しかし法的条件をがっちり決めている。先にやった国は後から来る国のことをきちっと考えて、必ず入れるようにオープンにして決める。

・ 地域主義とは複数の国家が集まって何らかの共通の目的に向かって協働することだとすると、なぜこの連携が出来るかというと、政治的目的・動機、経済的目的・動機、社会

的目的・動機、など。その時に、共通の法を作ることが中心になって地域のネットワークができることがあるのかないのか。ないとすると、法は常に経済的・政治的目的のための手段ということになる。法は道具であり、それが強いか弱いか、法的な拘束力と言うレベルでの強弱という議論になってしまう。それでは既存の枠組みで切ることになるのであまり面白くない。地域主義を論じるなかで、法学的な分析をするときには、既存のnational lawを分析する枠組みでなく、そこでワークしているものを探して、法的表現を与えて説明することが可能かどうかを考える意味がある。法社会学ではこういう方面ばかりやっている。がっちりした法学的な実証にまでなっていないが。3つの地域の定性的な違いを、既存のnational law 的な枠組みを使わないで分析するとなると、どういう法学的な問題提起ができるだろうか。これが実証的に出来れば非常にフロンティア的な研究となる。

N たとえば、かつてからソフトローという概念があるが、今では分析道具概念としては限界が見えている。ゆえに、新たなコンセプトを与えて地域主義の比較枠組みとすることは野心的な試みとなるだろう。問題は、どういうコンセプトを作ればよいか。これをこれから模索すべきではなかろうか。

確認であるが、国際法の分野では、ソフトローを分析概念として使ってはいても限定的 使用である。なぜそうなったか。

- ・ ソフトローというとすべてそれで片づけられがちになってしまう。現在は、制度ごとにその特徴を細かく見ていくという方法を採る。OSC やアフリカ・ユナイティなど、EU や NAFTA とちがって茫漠とした協力のシステムがある。一律にソフトローと言っても意味がない。沿革や社会的条件を特定していく方がよい。その中でハードローな部分はどこか、慣習にゆだねられている部分はどこか、単なるソフトな規範でやっているところはどこか、等細かく特徴を抽出して比較する。
- ・ 法を作るということは enforcement されるということが前提である。EU で司法に あたるものは何か?
- N EU の裁判所があって、裁定はするが執行力はない。enforcement は各国の裁判所が、一種の EU 裁判所の支部的な機能を果たしており、それが担当する。EU の裁判所と各国の裁判所が協力する仕組みが出来ている。
- 国家間条約では裁かれるのは国ではないのか。
- N 基本的にはそうだが、EU は異なる。EU は私人・民間企業に対して、たとえば競争 法違反行為があるときなど、直接に制裁金を課す。それゆえ EU の裁判所は、国も裁くが、 EU の機関も裁き、また私人も裁く。さらに国を裁く場合も、条約違反の構成国に対しては 制裁金を課すことも出来る。国家に対して、少なくとも金銭的な強制力がある。NAFTA や

ASEAN ではこのような仕組みは全くない。

アジアは国家形成の途上にあってその発展の歴史がまだ浅い。国家主権を制限するよりは国家としての法秩序、制度を作り出そうという力が働く段階である。国家主権の制限は出てこない。日本でさえ、対外主権に関する限りは国家が一元的に管理するという発想が非常に強い。

- ・ 各国内の社会の法化と国際社会の法化と相関することはあり得るか。国際社会という概念は、構成国がほぼ同レベルで法的な秩序を持ちネットワークが作れるという前提で論じるが、アジアの国ではこれがいろいろである。どういう国家がネットワークを作るかによって法的視点で見えるものの限界と、どういう方法が適当かが異なってくるのではないか。
- ・ 契約法の基盤がなくこれから作ろうとしている国、これが整備されつつある国、整備されている国等々との FTA はいろいろ問題点を抱えることになる。競争法、契約法に関して、どういうところでさやあわせするか、これから大論争になるだろう。また、規制や裁判を何語でするのか、環境被害などを何語で文書にするか、等も大きな問題である。国内法の中も二重法であるところがある。こういう中で環境など国家を超えるイシューは、被害者がわが何を根拠に出すかなど、複雑な問題となる。
- N EUはその問題があって共通法を作った。公式訳を作り公用語として各国後を認めた。これで国内法とつなげて自国語で解釈することが出来る。それで解釈がくずれるということで集権的なものとして EU 裁判所をつくった。判例の積み重なりで、EU の固有の法があって各国共通の法である、という状況がだんだんに出来る。競争法はドイツがアメリカから移植したものを EU が取り入れた。行政訴訟法はフランス法そのまま。イギリスは適応に時間がかかる。共通法を作ると、共通の言語を何にするか、また言語が背景にしている法的遺産はどこまで取り入れるか等が問題になる。

FTA を結ぶときに地域主義とは相反する制度を取り入れた場合、紛争の仲裁を利害関係のない第3者にさせることにしている。グローバルな国際仲裁機関が出てくるということを地域的に制度化した形である。日本とメキシコのFTA、EPA は第3者を仲裁者として入れている。ここからは、EU のように構成国の法的遺産を引き継いだ共通法の形成といった自体は出てきにくい。まさにアドホックな仲裁、解決となる。利害関係のない第3者に仲裁させることによって、地域的な固有性も排除され、norm だけで判断することになる。それはそれでその norm が積み重なって、固有の法的な特徴をもつものとなるかもしれない。こういった違いが、逆に特徴として出せるかもしれない。

- · ASEAN は統合ということばよりコーポレーションをつかう。
- N 地域統合と構成国の関係だけを見ても地域の違いがあり、比較が出来る。たしかに 国家が壊れるのは憲法の一貫性がなくなるだけでなく、地域統合などが進む中で国家の内

側で連邦や地方分権が進むという形で進行する場合もある。アジアは何とか国家になっていたのが再び解体してしまう可能性もある。地域主義を進めていくについて規定要因の一つかもしれない。だから法をつかわない、ということもあり得る。

決済通貨の統合はあり得る。EU の通貨統合は 70 年代にすでに議論されており、条件がそろえばもっと早いこともあり得た。なぜ通貨が共通利害になるのか。EU は通貨統合は地域統合の最後に出たが、アジアは最初に出ている。それはなぜか。中央銀行を作るのか作らないのか。その構成員をどうするかなど、かなり複雑な問題である。ここは法の問題というより経済の研究者に担当してほしい。法・政・経各分野からの研究の対象としては、通貨だけでなく、通貨を含めた金融関係の規制、政策とからめて広げた方がよい。

・ 通貨統合は EU だけである。ASEAN + 3 では通貨統合の話が出ているが、これは現実的でないのかどうか。共通の決済通貨など、アジア地域として共通利害があるのであれば、可能性はあるかもしれない。研究対象に入れてもよい。

中国はどうなるか。長期的に中国は一国で行くのか。現代を地域統合が進む時代と捉えると一面的かもしれない。同時並行的に国家の細分化が進んでもいる。これも対象になり うる。

- N EU の場合、共通通貨の素地は農業。共通農業政策で価格維持制度を始めると、各国間の穀物価格差をどう決済していくかということから、統一的に最高額、最低額を決め、共通通貨単位であるグリーンマネーをつくる。ここから始まった。生活の根幹を支える産業を共通化すると、共通に計算する必要が出て、そこから共通通貨の話になった、という筋も一つにはある。だから、アジアでもまずは部門限定的に共通決済の単位をドルで決める等のところまでは行くかもしれない。
- ・ 中国は経済規模が大きくなり、中国の都合だけで元をコントロールするのは他国が困る、 ということからアジアの共通通貨の話が出てきた。しかし実際には中央銀行を作るのは非 常に大変である。
- ・ 国が金融政策の主権を持つわけだが、変動相場制の国、自由相場でない通貨の国は、金融政策の主権を部分的に放棄している。ドルにペッグしている国は、大きい国(米国)が金融政策上の宗主国のようなことになっている。その宗主国をもっと身近な、自分たちで作った「地域」にするかどうかという問題であって、EUとは問題意識が違う。
- ・地域主義を通して、国家より小さい単位(under state)の部分が、この研究の中で視野に納められるか。地域統合は、少数民族問題、民族間紛争解決にプラスに働く作用を持つことが出来るか。政治学的にだけでなく法律的にも重要な問題になりつつある。ドイツは連邦制の再構築が問題になっている。すべての州が EU に口を出すことの出来る制度になっている。ほとんどの州は最少人口加盟国より人口が多い。連邦から州に権限を移すべき

だという議論がなされつつある。under state に地域統合は大きな影響を与える。それらが法的な仕組みにどうかかわるかということはあり得る。

N EU だとそうだ。国家より小さい単位の、とくに自治体と、自治体の越境的な協力体に対して、EU の「構造基金」とよばれる補助金が直接に交付されうる。こうなって、自治体の国家(中央政府)を飛び越えてのブリュッセル直訴的陳情が増えた。それが EU 機関としてもある程度制度的に整備されて、90 年代以降は、「地域評議会」という諮問機関が設置されて、EU の地域政策関連の立法や予算配分などについて、意見を具申している。

他方、FTA や経済的な協調の場合は、こういった動きがうまくトレースできない。この問題は重要だが、法学だけでは追跡がむずかしい。

- ・ 香港の一国二制度は、適用する法も違う。台湾が将来加わると中国は三制度になる。 中国圏はアジアの中の一つの実験である。この研究はされているのか。
- ・ 香港基本法についての書物が最近出た。
- N それが地域主義にからむ形で論じられると面白い。基本的に国家をどうやって成り立たせるか、という問題意識が中国にはある。地域主義は国家を前提にしないので法のあり方も変わってくる。紛争解決の手続きに終始することもあり得るので、関連づけが難しいかもしれない。
- ・ アジアは領土問題をあちこちで抱えている。nation state の枠が曖昧になっていく中で、アジアの場合逆に領土がどちらに属するか等が問題になっている。北方領土は法的には確定できない。政治的妥協が必要という意見もある。これからアジアが共同体を形成する中で直面する、または期待することの一つは、領土問題の解決に新たなアプローチが出てくるかどうか、ということもある。
- N 領土問題の解決について、地域主義がプラスに働くかといえば、私は悲観的である。 EU でさえ領土問題には触れない。憲法条約には領土の線引きの確定権は各国にある、とはっきり書いてある。エネルギー政策についても、余ったエネルギーは他国に使わせてよいという一方で、どんなエネルギー構成にするかは、完全に各国が独自に決めうる。資源の管理についての国境は各国だけが権限を持つ。国境問題はふれない、というのが EU だ。

ただし、未開発の地域を、所有権問題を棚上げにして、共同で開発して、その果実を共有するといったやりかたは可能かもしれない。英米法にいう信託法の技術はどうだろうか。 土地のコモンロー上の所有権は仮に A 国にあるとしても、B 国にはその土地の果実を取得するエクイティ上の権利がある、といった法律構成はありうるかもしれない。ただし、これは「未開発の」という部分がミソで、経済的な開発利益、つまり果実だけ、これから先、共有できるようなシチュエーションでしか、導入できないかもしれない。

- ・ NAFTA について比較の観点からの、きちんとした分析がない。NAFTA はアメリカが主導しているが、こういう枠組みを作るリーダーシップをとる国が ASEAN にはない。 EU は独仏とその外側の英の関係がある。こういう比較もできる。
- ・ たとえば意思決定のあり方をどうするかとか、アジェンダのセッティングを誰がやるのか、等の比較は可能である。

NAFTA にしても FTAA にしてもリーダーは事実上アメリカである。ヨーロッパはリーダーを決めてもリーダーを押さえる仕組みをまず考える。アジアはリーダーがいない統合である。法がリーダーを作り出すことまでやるか、事実上出てくるリーダーが乱暴なことをしない法的仕組みを作るか。具体的には中国問題が大きい。中国にどこまで発言権を認めるか、制度の趣旨に合わない行動をとった場合、どこまで規制出来るようにするか、それを法的表現とするかなどは、研究が可能。

・ ヨーロッパはそもそもきっちり前もって決める、成文法文化であり、アジアは全く 異なる。アメリカは判例法主義文化。このような特徴はなにか関係あるのか。

N NAFTAでは包括的に決めないで、問題限定的に決める。それ以外は随時決めていく。EU は経済問題は包括的に最初から共同化する。EU に権限をほとんど託す。だから逆に、それをいかに濫用させないようにするか、という構造になっている。どちらかというと法文化的背景の違いでなく、最初の設計者の構想が違うとみるほうがいいのではないか。ヨーロッパは独仏の対立をまずなくす。経済的に、包括的に統合してしまうのが簡単という発想がはじめからあった。最後にネックになったのが軍事。もっとも、その軍事は、NATOなど他の国家間の協力制度がすでにあり、それが冷戦体制を反映した制度としてECの背景にあった。ところが90年代以降、冷戦体制が崩壊し、国際的な軍事的な協力制度がヨーロッパの政治経済社会の全体のニーズとマッチしなくなる可能性もでてきた。しかし、東欧諸国はEUに加盟すると平行して、NATOにも加盟し、いまのところ、EUがヨーロッパ地域の軍事力として一つの単位を支えるものとなるか、NATOのような北大西洋をはさんだものとして残るか、まだヨーロッパ各国間でも論議が続いている。

(討論記録 土田とも子)